

3回目のワクチン接種について

市では、医療従事者、高齢者施設の入所者・従事者、65歳以上の方へ、集団接種及び指定病院での個別接種を行っています。また、令和3年7月17日～8月31日に2回目の接種を完了した方へ接種券を発送してあります。2月22日までに届かない場合は、問い合わせてください。そのほかの方にも、接種時期に合わせて順次発送します。なお、接種券は、集団接種、

▼3回目の接種に使用するワクチンの供給量(予定)

種類	供給時期	供給量
ファイザー社製	令和3年11月～12月	1万1700回分
	4年2月	1万2870回分
	4年3月	5850回分
武田/モデルナ社製	4年1月	1万4550回分
	4年2月	1万200回分
	4年3月	1万1250回分
	4年4月	5700回分
合計		7万2120回分

個別接種ともに使用できません。
◎ワクチンの種類・供給量
 国から、ファイザー社製と武田/モデルナ社製のワクチンが供給されます。今後は、左上の表のとおり、武田/モデルナ社製のワクチンの供給量が増える予定です。
 なお、1・2回目とは異なる種類のワクチンを接種しても、抗体はじゅつじゅんに上昇するといわれています。
 1・2回目の接種後に心筋炎などの副反応があった方は、ワクチンの種類などを、あらかじめ医師と相談してください。
 詳しくは、接種券に同封した案内をご覧ください。
◎集団接種会場でワクチン接種を受ける方へ
 早く来場しても接種時間は早まりません。また、会場にはじゅつじゅんな待ち合い場所がありません。密集を防ぐため、予約時間に会場へお越しください。介助が必要な方は、付き添いの方と来場してください。会場内で支援が必要な場合などは、

受け付けで申し出てください。
 ☆詳しくは、昭島市新型コロナウイルスコールセンター ☎0120-201-432(毎日/午前9時～午後5時)へ。

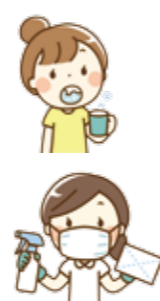
なく、感染が疑われる方も、一定期間、外出自粛が求められる場合があります。日頃から、数日分の食料や生活必需品を備えておきましょう。
 ☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。

の検査結果を確認する必要がある方を対象に、都が無料でPCR検査を実施しています。
 ☆詳しくは、東京都PCR等検査無料化事業事務局 ☎03-4405-4958(毎日/午前9時～午後7時)、または、東京都無料PCR検査ホームページへ。
 市ホームページ内のPCR検査に関するページはこちら▼



感染予防に努めましょう

全国的に感染が拡大しており、特に10～20代の方を中心に、市中感染や家庭内感染が増えています。感染防止のため、マスクの着用、うがい、手指消毒をしっかりと行い、密集や不要不急の外出を避けましょう。
 ☆詳しくは、健康係(あいぽっく内) ☎544-5126へ。



自宅療養などに備えましょう

自宅療養をしている方だけで

陰性の検査結果が必要な方へのPCR検査

発熱などの症状がなく、陰性



市ホームページ内の「自宅療養者支援のページ」はこちら▼

傷病手当金の適用期間を延長

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルスに感染した、または、その疑いがあり、療養のため就

労できなかった場合に、傷病手当金を支給しています。この適用期間を、3月31日まで延長します。
 ☆詳しくは、国民健康保険は保険係、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療係へ。

市内事業者応援金(第4弾)を支給

詳しくは、申請要項をご覧ください。

◇対象 新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少し、次のいずれかに該当する市内の中小企業者や個人事業主
 ＊令和3年4月～4年2月のいずれか1か月の売り上げが、前年または前々年の同月と比較して20%以上減少した
 ＊創業1年未満で、令和3年4月～4年2月のいずれか1か月の売り上げが、任意の1か月と比較して20%以上減少した
 ※市内事業者応援金(第3弾)を受給した事業者を除きま

- ◇支給額 1事業者につき5万円(1回のみ)
 - ◇申請要項の配布 2月15日から、市役所産業活性化課東部出張所、あいぽっく、環境コミュニケーションセンター、緑会館、武蔵野会館、昭島市商工会(閉所・休館日を除く/市ホームページからダウンロード可)
 - ◇申請期限 3月31日(必着)
- ☆詳しくは、産業振興係へ。

3月31日(必着)までに申請を!



昭島市公式キャラクター アイラン

市政などへの苦情申し立ては

オンブズパーソンへ

総合オンブズパーソン制度とは

市政などに関する苦情を、公正で中立的な立場のオンブズパーソン(語源はスウェーデン語で、市民に代わって権利を守る人)が迅速に調査し解決する制度です。
 必要に応じて、市などに対し、意見、勧告、制度の改善を提言します。

苦情申し立ての対象

市が行っている業務や職員

の行為に対して、違法、不相当などと感じた場合、自身の利害に関する苦情を申し立てることができます。ただし、その事実があった日の翌日から1年を経過したと、裁判などで係争中のことまたは確定したこと、議会に関することなどを除きます。
 市の機関だけでなく、市と協定を結んだ公共的団体、民間福祉事業者、私立保育園なども対象になります。協定を結んでい

苦情申し立ての方法

苦情申立書 市の施設にあり/市ホームページからダウンロード可を、市役所オンブズパーソン・人権担当へ提出してください。郵送専用封筒あり(〒544-5121)でも提出できます。

調査の結果

結果は、苦情を申し立てた方に文書で通知します。
 また、オンブズパーソンが市に対して、意見、勧告、提言をした場合は、その内容と、市が行った是正などの措置も報告します。

苦情に関する相談はオンブズパーソン相談へ

オンブズパーソンによる相談(月4回/予約制)を実施しています。
 相談日は「広報あきしま」の毎月1日号に掲載しています。
 ☆詳しくは、オンブズパーソン・人権担当へ。

苦情対応の流れ

